［削る］

一　平成二十八年熊本地震により被災した幼児、児童、生徒又は学生の就学支援等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

二　平成二十八年熊本地震の被災地域の応援等に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額から附則第十三条第一項第一号によつて算定した額を控除した額

三　前条第一項第四号に規定する算定方法に準じて算定した額

四　国の補助を受けて実施する宅地耐震化推進事業（平成二十八年熊本地震による災害に係る激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第三条の規定に基づく措置が適用された市町村の区域内で行われるものであつて、平成二十八年熊本地震による地盤の滑動若しくは崩落又は擁壁の倒壊により被害を受けた造成宅地（宅地造成に関する工事が施行された宅地をいう。）を復旧するために施行する必要の生じたものに限る。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

［削る］

2　平成二十九年度に限り、第五条第一項第一号イの表第六号の規定は、平成二十八年熊本地震については、適用しない。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省令第九号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電気通信事業法施行規則及び電気通信事業報告規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月十九日

総務大臣　野田　聖子

電気通信事業法施行規則及び電気通信事業報告規則の一部を改正する省令

（電気通信事業法施行規則の一部改正）

第一条　電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

〇〇円」とあるのは「一六九、四〇〇円（平成二十八年総務省告示第四百二十号により告示した団体にあつては、四一、〇〇〇円）」と、「八四、八〇〇円」とあるのは「八四、八〇〇円（平成二十八年総務省告示第四百二十号により告示した団体にあつては、二二、五〇〇円）」と読み替えるものとする。

二　附則第十三条第一項第一号の市町村について、平成二十八年熊本地震の災害救助関係経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額から附則第十三条第一項第二号によつて算定した額を控除した額。

三　平成二十八年熊本地震により被災した幼児、児童、生徒又は学生の就学支援等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

四　平成二十八年熊本地震の被災地域の応援等に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額から附則第十三条第一項第三号によつて算定した額を控除した額

五　前条第一項第五号に規定する算定方法に準じて算定した額

［新設］

2　平成二十八年度に限り、第五条第一項第一号ロの額は、同号ロの規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

一　附則第十三条第一項第一号の市町村について、前項第一号の額に〇・二を乗じて得た額

二　国の補助金を受けて施行する災害等廃棄物処理事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・九五を乗じて得た額から附則第十三条第二項第二号によつて算定した額を控除した額

3　平成二十八年度に限り、第五条第一項第一号イの表第六号の規定は、平成二十八年熊本地震については、適用しない。